

参考資料

資料Ⅰ 男女共同参画関係年表

	今治市	愛媛県	国内	世界
1975 年 (昭和 50)			・教員・看護婦・父母等に関する育児休業法公布 ・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置	・国際婦人年※世界会議開催（「世界行動計画」、「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関するメキシコ宣言」採択） ・「国連婦人の 10 年」（'76～'85）決定
1976 年 (昭和 51)			・離婚後における婚氏続称制度の新設を含む改正民法・戸籍法公布・施行	
1977 年 (昭和 52)			・「国内行動計画」(～'86) 策定 ・「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要項」決定	
1979 年 (昭和 54)		・愛媛県福祉部家庭福祉課に「婦人対策班」を設置	・法務省「相続に関する民法改正要綱試案」を公表	・国連「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約※」の採択）
1980 年 (昭和 55)			・「女子差別撤廃条約」署名・民法及び家事審判法一部改正公布（配偶者の法定相続分の引上げ、寄与分制度新設）〈翌年施行〉	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン）開催 NGO フォーラム並行開催
1981 年 (昭和 56)		・愛媛県婦人広報誌「えひめの女性」創刊	・「国内行動計画後期重点目標」決定	・ILO 総会「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約（第 156 条）」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効

	今治市	愛媛県	国内	世界
1982 年 (昭和 57)			・「雇用における男女平等※の判断基準の考え方について」男女平等問題専門家会議報告 ・労働省婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置	・国連、女子差別撤廃条約※に関する委員会発足 ・国連総会「国際平和と協力推進への婦人の参加に関する宣言」採択
1983 年 (昭和 58)		・「愛媛の婦人対策基本指針」の策定 ・愛媛県婦人対策班を改め婦人対策室を設置 ・「愛媛県婦人対策推進会議」を設置	・「婦人少年問題審議会」が男女雇用平等法制定に向けて中間報告を発表 ・法制審議会の国籍法部会が国籍法の全面改正要綱案を決定	
1984 年 (昭和 59)		・愛媛県婦人総合センター調査研究委員会を設置 ・愛媛県生活福祉部に婦人福祉課を設置	・国籍法及び戸籍法の一部改正法公布（父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）〈翌年施行〉	・「国連婦人の 10 年世界会議」のためのエスカップ地域政府間準備会議（東京）を開催
1985 年 (昭和 60)			・国民年金法一部改正公布（女性の年金権の確立）〈翌年施行〉 ・男女雇用機会均等法※公布〈翌年施行〉 ・労働者派遣法※公布〈翌年施行〉 ・女子差別撤廃条約批准	・ILO 総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ・国連婦人の 10 年ナイロビ世界会議開催（「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択）N G O フォーラム並行開催
1986 年 (昭和 61)			・「婦人問題企画推進有識者会議」設置	

	今治市	愛媛県	国内	世界
1987 年 (昭和 62)	・ 今治市新長期総合計画の中に「婦人・勤労者・消費者対策の推進」を掲げる ・ 児童課を婦人児童課に改め、婦人福祉係を設置	・ 愛媛県婦人（現女性）総合センターオープン	・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（以下「新国内行動計画」）策定 ・ 所得税法一部改正法公布により配偶者特別控除制度創設	
1988 年 (昭和 63)	・ 「第 1 回婦人文化講演会」開催			
1989 年 (平成元)	・ 今治市婦人問題懇談会設置 ・ 今治市婦人問題懇談会が「女性問題に関する市民意識調査」実施（女性対象 2,560 人）	・ 第 2 次愛媛の婦人対策基本指針の策定 ・ 愛媛県婦人問題（女性の課題）検討委員会の設置	・ 文部省、「新学習指導要領告示」（高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一の履修の取扱い） ・ 「パートタイム労働指針」制定	・ 国連「児童の権利に関する条約」採択
1990 年 (平成 2)	・ 「第 2 回婦人文化講演会」開催	・ 愛媛県県民福祉部に婦人局を設置 ・ 「愛媛県婦人（現女性）とくらしの対策推進本部」設置	・ 「新国内行動計画」見直し方針決定	・ 国連「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991 年 (平成 3)	・ 今治市婦人問題懇談会、提言書を市長に提出 ・ 「今治女性フォーラム（第 1 回）」開催 ・ 「婦人児童課」を「女性児童課」「婦人福祉係」を「女性福祉係」に名称変更 ・ 「今治市女性会議」設置 ・ 「今治市女性対策推進会議」設置	・ 愛媛県女性県政広報誌「フィーリングオブ愛媛」の創刊 ・ 愛媛県生活文化総室に女性局を設置・財えひめ女性財団の設立	・ 「新国内行動計画」第 1 次改定・「育児休業法」公布（民間企業対象、両親ともに取得可能）〈翌年施行〉 ・ 国家公務員の育児休業法公布〈翌年施行〉	・ ILO 総会「女子労働者のための ILO 活動に関する決議」採択

	今治市	愛媛県	国内	世界
1992 年 (平成 4)	・「今治女性フォーラム（第2回）」開催 ・翌年より「フォーラム・女と男」に改称 ・「今治市女性行動計画」策定取り組み開始 ・審議会・委員会への女性登用状況調査－継続中 ・「男女共同参画型社会を目指して」の市民意識調査を実施（市民男女対象 3,000 人）	・「愛媛県女性行動計画」策定 ・愛媛県「男女共同参画社会※づくり推進県民会議」の設立	・「介護休業等に関するガイドライン」の策定（労働省）	・環境と開発に関する国連会議（地球サミット）（リオデジャネイロ）開催 ・N G O フォーラム 並行開催
1993 年 (平成 5)	・「フォーラム今治・女と男（第3回）」開催 ・今治市女性会議「男女共同参画型社会を目指して」の提言書を市長に提出 ・今治市女性会議へ「今治市女性行動計画案」諮問 ・今治市生活文化女性塾開設	・愛媛県女性行政広報誌「えひめの女性」を「えひめの女・男（ひとびと）」と改称・発行	・「パートタイム労働法」※公布・施行 ・保健婦助産婦看護婦法改正（男性保健士認める）	・国連世界人権会議（ウィーン）開催 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994 年 (平成 6)	・「フォーラム今治・女と男（第4回）」開催 ・今治市女性会議から「今治市女性行動計画案」答申 ・「今治市女性行動計画」発行		・勤務時間法公布・施行（一般職の国家公務員に介護休暇制度創設） ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置 ・「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」（法務省）	・国際家族年 ・「世界女性会議」エスカップ地域準備会議（ジャカルタ）開催（ジャカルタ宣言採択） ・国際人口・開発会議（カイロ）開催

	今治市	愛媛県	国内	世界
1995 年 (平成 7)	・「フォーラム今治・女と男（第 5 回）」開催 ・北京開催の世界女性会議へ今治市の女性 7 名参加		・「育児休業に関する法律の一部を改正する法律」公布（介護休業制度の法制化等） ・ILO 第 156 号条約（家族的責任条約）批准	・「社会開発の世界サミット」（コペンハーゲン）開催 ・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第 4 回世界女性会議（北京）開催（「北京宣言及び行動綱領」を採択）NGO フォーラム並行開催
1996 年 (平成 8)	・「フォーラム今治・女と男（第 6 回）」開催	・愛媛県男女共同参画マガジン「DAN 男 DAN」発行	・法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申 ・「新国内行動計画」第 2 次改定に向けて男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」（「新国内行動計画」第 2 次改定）策定	
1997 年 (平成 9)	・「フォーラム今治・女と男（第 7 回）」開催 ・今治市女性海外派遣事業へ 2 名派遣	・「愛媛県女性行動計画（改訂版）」策定	・「改正男女雇用機会均等法[*]」公布 ・「無償労働の貨幣評価について」（経済企画庁）発表 ・「労働省婦人局」を「労働省女性局」に、「婦人少年室」を「女性少年室」に改称 ・「介護保険法」成立	

	今治市	愛媛県	国内	世界
1998 年 (平成 10)	・今治市女性海外派遣事業へ2名派遣 ・「フォーラム今治・女と男(第8回)」開催		・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法」※－男女共同参画社会※を形成するための基礎的条件づくり－」答申	
1999 年 (平成 11)	・「フォーラム今治・女と男(第9回)」開催 ・今治市女性海外派遣事業へ1名派遣	・「愛媛県男女共同参画会議」の設置	・「育児・介護休業法」※施行 ・「改正男女雇用機会均等法」※施行 ・「改正労働基準法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」を公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行	
2000 年 (平成 12)	・「フォーラム今治・女と男(第10回)」開催 ・今治市女性海外派遣事業へ2名派遣	・愛媛県県民環境部に男女共同参画局を設置 ・「愛媛県男女共同参画推進本部」の設置 ・「えひめ国際男女共同参画フォーラム」開催	・「男女共同参画局」発足 ・「介護保険法」施行 ・「健康日本21」の実施 ・「女性のライフスタイル※の変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」設置 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」の策定	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催
2001 年 (平成 13)	・「フォーラム今治・女と男(第11回)」開催 ・「男女共同参画検討委員会」設置	・「ドメスティック・バイオレンス根絶フォーラム」開催 ・「愛媛県男女共同参画計画」を答申 ・「愛媛県男女共同参画計画」を策定	・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・第1回 男女共同参画週間※ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	

	今治市	愛媛県	国内	世界
2002 年 (平成 14)	・「フォーラム今治・女と男（第 12 回）」開催 ・女性児童課へ男女共同参画推進室設置 ・女性児童課へ専任の婦人相談員設置 ・男女共同参画社会※についての市民意識調査実施（市民男女対象 3,000 人） ・今治市女性海外派遣事業へ 1 名派遣	・「愛媛県男女共同参画推進条例」施行	・改正育児・介護休業法※の施行	
2003 年 (平成 15)	・「フォーラム今治・女と男（第 13 回）」開催 ・「今治市男女共同参画計画ーいきいき女・男プランー」策定	・愛媛県県民環境部県民協働局に改組 ・県民協働局男女参画課と改称	・「女性のチャレンジ支援※策の推進に向けた意見」決定	
2004 年 (平成 16)	・「フォーラム今治・女と男（第 14 回）」開催		・「少子化※社会対策大綱」閣議決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針の策定	
2005 年 (平成 17)	・「フォーラム今治・女と男（第 15 回）」開催 ・「男女共同参画に関する条例検討委員会」設置		・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」の策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京 + 10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）開催
2006 年 (平成 18)	・「フォーラム今治・女と男（第 16 回）」開催 ・「今治市男女共同参画推進条例」施行 ・「今治市男女共同参画審議会」設置	・「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」中間改定 ・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「男女雇用機会均等法」※改正	・東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（東京）

	今治市	愛媛県	国内	世界
2007 年 (平成 19)	・「フォーラム今治・女と男（第 17 回）」開催	・愛媛県県民環境部管理局に改組・管理局男女参画課と改称	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（インド）
2008 年 (平成 20)	・「フォーラム今治・女と男（第 18 回）」開催		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」	
2009 年 (平成 21)	・「フォーラム今治・女と男 2009（第 19 回）」開催 ・男女共同参画社会※についての市民意識調査実施（市民男女対象 2,000 人） ・男女共同参画社会についての事業所実態調査実施（市内事業者対象 150 事業所）	・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	・「育児・介護休業法」※改正	
2010 年 (平成 22)	・「フォーラム今治・女と男 2010（第 20 回）」開催 ・「今治市男女共同参画計画ーいきいきひとプランー」策定		・「仕事生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	・第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京 + 15」記念会合）（ニューヨーク）開催

	今治市	愛媛県	国内	世界
2011年 (平成23)	・「フォーラム今治・ひと(女)&ひと(男)*2011(第21回)」開催	・「第2次愛媛県男女共同参画計画」策定 ・愛媛県女性総合センターを愛媛県男女共同参画センターに改称		・UN Women (ジェンダー*平等と女性のエンパワメント*のための国連機関) 発足
2012年 (平成24)	・「フォーラム今治・ひと(女)&ひと(男)2012(第22回)」開催	・「男女共同参画フォーラム2012inえひめ」開催	・「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」を設置し、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～決定	・「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」(ラオス ビエンチャン) 開催
2013年 (平成25)	・「フォーラム今治・ひと(女)&ひと(男)2013(第23回)」開催	・管理局男女参画・県民協働課と改称	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」*改正 ・女性の活躍推進を成長戦略の中核とする「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」閣議決定	・APEC女性と経済フォーラム2013(インドネシア バリ島) 開催
2014年 (平成26)	・「フォーラム今治・ひと(女)&ひと(男)2014(第24回)」開催	・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	・「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を決定	・第58回国連婦人の地位委員会(自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議案採択)(ニューヨーク) 開催 ・APEC女性と経済フォーラム2014(中国 北京) 開催

	今治市	愛媛県	国内	世界
2015 年 (平成 27)	・「フォーラム今治・ひと(女)&ひと(男)」※2015(第25回)」開催	・愛媛県県民環境部・県民生活局と改組 ・県民生活局男女参画・県民協働課となる	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」※公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)(ニューヨーク)開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)※」の採択(国連持続可能な開発サミット) ・UN Women日本事務所発足
2016 年 (平成 28)	・「フォーラム今治・ひと(女)&ひと(男)」2016(第26回)」開催	・「第2次愛媛県男女共同参画計画」の中間改定(女性活躍推進計画※と一体)	・「男女雇用機会均等法」※改正 ・「育児・介護休業法」※改正	
2017 年 (平成 29)	・「フォーラム今治・ひと(女)&ひと(男)」2017(第27回)」開催 ・今治市ひめボス宣言	・知事ひめボス宣言 ・知事と県内20市町長の合同ひめボス宣言		
2018 年 (平成 30)	・「フォーラム今治・ひと(女)&ひと(男)」2018(第28回)」開催	・えひめ性暴力被害者支援センターの開設	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」※公布、施行	
2019 年 (平成 31)	・「フォーラム今治・ひと(女)&ひと(男)」2019(第29回)」開催 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施(市民対象2,000人) ・男女共同参画に関する事業所実態調査(市内事業者対象150事業所)			

資料2 今治市男女共同参画推進条例

平成18年6月30日
条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第17条）

第3章 推進体制（第18条—第19条）

第4章 男女共同参画審議会（第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

全国でもまれな大規模合併を完成させ、新しく発足した今治市は、新市の将来像を「私たちの手で創る 個性きらめき 感動あふれる瀬戸のまほろば」とし、市民それぞれ個性豊かに、みんなで協力してまちづくりに取り組む姿勢を明確にした。

当市は、風光明媚で気候温暖な瀬戸内海に位置し、交通の要衝として、また、商工業都市として発展してきた。この発展を支えたのは、すべての今治市民であり、なかでもタオル産業や造船業に男女がともに従事してきた。また、市民活動においても、男女が互いに協力して、自らのまちを個性的で魅力あるものにするための様々な活動を行ってきた。

しかしながら、依然として、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等があり、これらにとらわれない柔軟な考え方を取り入れ、男女が、互いに人権を尊重しあい、認め合って男女共同参画を実践していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、私たちは、日本国憲法で定められた個人の尊重と法の下での平等及び男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの身体的又は精神的に受ける暴力をいう。
- (5) 市民 市内に在住し、又は市内で活動するすべての者をいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 教育関係者 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (8) 市民等 市民、事業者及び教育関係者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いの性を理解し、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにすること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように配慮すること。
- (3) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (4) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、家庭生活以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、市又は事業者における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 学校教育及び社会教育の分野において、自立の精神と男女平等の意識が育まれること。
- (7) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等との緊密な協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と連携を深くして、取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることにより、他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進及び実現に寄与するよう努めるものとする。
- 3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進及び実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進及び実現に寄与するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進及び実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進及び実現に果たす教育の重要性を認識し、教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとった教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進及び実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別の違いを背景とした人権侵害(以下「性別による人権侵害」という。)を行ってはならない。

(情報の表示に関する配慮)

第9条 何人も、情報を公衆に表示するときは、その情報が市民及び男女共同参画の推進に与える影響を考慮し、性別による固定的な役割分担意識等を助長することのないよう、表示内容の配慮に努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定又は変更するに当たっては、市民等の意見を聴くとともに、第20条に規定する今治市男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

(性別による人権侵害の防止等)

第12条 市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めるものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画)

第13条 市は、政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、審議会その他の附属機関等における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 市は、事業者の方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、事業者に対し、積極的改善措置に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設利用の便宜その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(広報啓発等)

第16条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を促進するために必要な広報活動を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 推進体制

(施策の実施体制の整備等)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情等の申出に対する措置)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情又は相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において必要と認められるときは、次条に規定する今治市男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第20条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今治市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないものとする。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 用語解説

ア行

■育児・介護休業法

正式には「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。

平成3（1991）年に「育児休業等に関する法律」として制定され、1歳に満たない子を養育している労働者が希望した場合、身分や地位を失わずに一定期間休業できる制度を事業主に義務づけていた。これに介護休業を盛り込む形で改正され、平成11（1999）年4月から介護休業制度導入が義務づけられた。男女を問わず取得することができる。平成29（2017）年改正により、1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長でき、育児休業給付期間も延長となる。

■一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」と女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」があり、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務となっている。女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、301人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務である。（なお、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出の義務は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）」により、公布の日（令和元（2019）年6月5日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から、101人以上の労働者を雇用する事業主に対象が拡大される。）

■今治市人権都市宣言

平成17（2005）年に今治市議会で可決された。「差別をなくし、人権を認め合う社会の実現」「人権尊重を基盤とした信頼と連帯感の確立」「人権意識の高揚を図り、明るく住みよい人権尊重のまちづくり」が宣言された。

■SDGs

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された世界共通の行動目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とし、貧困の解消や環境保全、男女平等の実現など17の目標の下に、更に細分化された169のターゲットを定めている。

■えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度

愛媛県では仕事と育児や介護をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業を認証している。人材の確保・定着を図るため、仕事と家庭生活を両立しながら安心して働くことができる職場環境づくりをめざしている。

■えひめジョブチャレンジU-15事業

愛媛県で、中学生が地域で5日間職場体験学習を行うことで、地域の産業を具体的に学びその魅力を感じることや、望ましい職業観や勤労観を身につけ、また将来地元で就職したいと思う子どもたちの育成等を目的とした取組。

■えひめ未来塾

愛媛県において、学習が遅れがちな中学生、高校生等を対象に、退職教員や大学生等の地域の住民等の協力により実施する原則無料の学習支援。

■エンパワーメント

「力をつけること」をいい、みんなで力を合わせ、共に力をつけ、一人一人がその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を持つこと。

この言葉は、昭和55（1980）年の第2回

世界女性会議の頃より、南の国の女性たちのネットワークの中でスペイン語の Empoderamiento という表現で語られ、英語の empowerment に訳されたといわれる。平成 7（1995）年の第 4 回世界女性会議などでは「女性のエンパワーメント」が主要課題となった。

■NPO

NPOとは、Non Profit Organizationの頭文字の略で、直訳すると「非営利組織」「非営利団体」となり、一般的には、営利を目的とせず、社会の様々な課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のものの利益の増進のために活動する組織、団体をいい、組織化されたボランティア団体や市民活動団体をNPOといい、その中で法人格を取得したものがNPO法人である。

「非営利」というと、対価を取らず無償で活動を行うといったイメージがありますが、「利益を分配しない」ということである。

カ行

■家庭の日

毎月第3日曜日。愛媛県青少年育成協議会で、家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについて改めて考える機会としてもらうため、昭和 47（1972）年度に定めたもの。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人。

■高齢化

国連は、総人口に占める 65 歳以上の人口が 7 %を超えると「高齢化社会」、14 %を超えると「高齢社会」と位置づけている。日本では諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行している。

■国際女性デー

3月8日。

明治 41（1908）年 3 月 8 日にニューヨークで女性労働者が参政権と労働条件の改善を求めて行ったデモを記念し、大正 9（1920）年、コペンハーゲンで開かれた第 2 回国際社会主義会議において、3 月 8 日を「国際女性デー」とすることが提唱された。また、国連でも国際婦人年である昭和 50（1975）年 3 月 8 日以来、毎年 3 月 8 日を「国際女性デー」としており、現在では国際的に広く一般女性団体等により祝われている。

■国際婦人年

昭和 50（1975）年。

昭和 47（1972）年、第 27 回国連総会において、女性の地位向上のため世界的規模の行動を持って取り組むために、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」とすることを決議した。

■子育てファミリー応援ショップ事業

子どもたちが健やかに成長していくことができる環境をつくるため、商店や企業の協力のもと、子育てファミリーの経済的な負担を軽減する取組。「子育て応援カード」または「母子健康手帳」を「子育てファミリー応援ショップ」で、買い物時に提示すると、その店独自のサービスが受けられる。

■子ども・若者育成支援強調月間

子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年 11 月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体及び関係団体と共に、子ども・若者の問題解決に積極的に取組めるよう諸事業、諸活動を集中的に実施している。

サ行

■在宅勤務制度

ICT（情報通信技術）を活用して従業員が自宅で業務に従事する勤務形態の制度で、一般に「テレワーク」と呼ぶ。政府も「働き方改革」

を提唱する中で、在宅勤務の浸透を支援している。

■在宅ワーク

出社を必要としない勤務形態のこと。

■差別をなくする強調月間

11月11日から12月10日まで。

愛媛県では、あらゆる差別の解消のため、11月11日から世界人権デーの12月10日までの1か月間を「差別をなくする強調月間」としている。期間中は、様々な啓発活動を実施している。

■産業競争力強化法

産業競争力強化法は、平成26(2014)年1月に施行され、日本の経済を再興するため、中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の起動に乘せるため、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に進めるための法律。具体的には、生産性の向上を目指す事業活動計画について、大臣が認定したものに対して、税制優遇、金融支援等の措置を講じる。

■支援措置

配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、申出により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付の請求・申出が加害者からあっても、不当な目的により利用されることを防止するため、これを制限(拒否)する措置が講じられる。

■ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。

平成19(2007)年、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け官民一体となった取組が始まった。

■持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標の後継として平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。MDGsの残された課題(例:保健、教育)や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応するように、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成とすべての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられている。

■少子化

一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率が、年々低下の一途であることに象徴されるような、子どもの数の減少現象をいう。主な原因としては晩婚化・非婚化があげられる。

■少子高齢化

少子化と高齢化をあわせた現象をいう。我が国の急激な高齢化は少子化によるところが大きい。

■女子差別撤廃条約

正式には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。

昭和54(1979)年に国連で採択された。

この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を目指して、法律、制度だけでなく、各国の慣

習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和 55（1980）年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科の男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60（1985）年に批准した。

■女性週間

4月10日から4月16日まで。

女性が初めて参政権を行使した昭和 21（1946）年4月10日を記念して、昭和 24（1949）年以来、4月10日に始まる1週間を「婦人週間」と定め、女性の地位向上を目指した運動がされている。平成 10（1998）年から、「女性週間」に改称。

■女性活躍推進計画

女性活躍推進法第6条により、都道府県・市町村が策定する、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画。

■女性活躍推進法

正式には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」という。

平成 27（2015）年8月に国会で成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務づけられた。



■女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、内閣府男女共同参画局が

平成 13（2001）年に制定した。シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表している。

■女性に対する暴力をなくす運動

実施期間は、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日までの2週間。

平成 13（2001）年6月、内閣府男女共同参画推進本部において、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定がなされた。11 月 25 日というのは、国連決議による「女性に対する暴力撤廃の国際デー」。

■女性の健康週間

3月1日から3月8日まで。

平成 19（2007）年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の一つに位置付けられた。女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、社会全体で総合的に支援するため、「女性の健康週間」を厚生労働省が創設し、女性の健康づくりを国民運動として展開している。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

「女性活躍推進法」の項参照。

■女性のチャレンジ支援

平成 15（2003）年4月に内閣府男女共同参画会議で「女性のチャレンジ支援策について」を決定した。

この意見の中では、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野の支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及している。

また、(1)政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、(2)起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、(3)子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の3つに分け、これ

らを総合的に支援していくことの重要性や、仕事と子育ての両立支援を充実していくことの意義も述べられている。

なお、女性のチャレンジ支援策の提言の中で特に重点的な取組として、次の3つの方策が示されている。

(1)積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

平成32（2020）年までに指導的地位に示す女性の割合が少なくとも30%になることを目指す。

(2)身近なチャレンジモデルの提示

一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージ、選択できるよう身近なチャレンジモデルを提示する。

(3)チャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備

いつでも、どこでも、誰でもチャレンジしたいときに必要な情報を効率的に得られるよう、情報のネットワーク環境を整備する。

■女性の日

4月10日。

女性が初めて参政権を行使した昭和21（1946）年4月10日を記念して、厚生労働省が昭和24（1949）年に「婦人の日」として制定。平成10（1989）年に「女性の日」に改称。「女性週間」の1日目の日。

■女性人材リスト

各分野で活躍している女性を「今治市女性人材リスト」に登録することにより、当市の各種審議会等への女性の登用や各種モニターへの登用等の促進を図り、男女共同参画社会の推進に資することを目的とした人材リスト。

■人権啓発フェスティバル

今治市は、市民一人一人が日常の生活の中で、「お互いの人権」を確かめ合うきっかけを作る目的で毎月11日を「人権の日」と定めて、様々な機会でも人権啓発を行っており、その記念行事として、各界の著名人による講演会、中・高校生による人権劇、人権啓発パネル展などを合わせた人権啓発フェスティバルを開催している。

■人権週間

12月4日から12月10日まで。

国連は、昭和23（1948）年の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して、12月10日を「世界人権デー」と定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけている。法務省と全国人権擁護委員連合会は、日本では世界人権宣言が採択された翌年の昭和24（1949）年から毎年12月10日の世界人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

■人権施策基本計画

「今治市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、明るく住みよい人権尊重のまちづくりを行うために、市が取り組むべき施策の基本的な指針とするために策定された。

2019年度からの5か年が推進期間。

■人権の日

毎月11日。

今治市では、市民一人一人が、家庭や職場、地域社会など身近なところで人権問題について考え、人権を大切に作る行動を通じて差別のない社会を目指すことを目的として、平成12（2000）年度から毎月11日を「人権の日」（人権を確かめ合う日）と設定した。1は「人」をあらわし1を重ねることにより、11は人（ひと）は=等（ひと）しいをイメージしている。

■人権の花運動

法務省からの地方委託事業。

市から市内2校の小学校に花の苗等を寄贈し、児童がお互いに協力し、花の苗を育て、育てた花を地方の公共施設等に届けるという事業。この運動を通して、相手の立場を考えることや協力し合うこと、さらに地域の人たちとの交流を学んでもらうことを目的にしている。

■人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、法務大臣に委託され、全国の各市町村に配置され、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動を行っている民間のボランティアであり、特別職の国家公務員。

■ストーカー規制法

正式には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」という。

平成12（2000）年11月に施行された。

この法律により規制されるのは、「つきまとい等」と、それが同一の人に繰り返し行われる「ストーカー行為」である。「つきまとい等」の定義は、特定の人に対する恋愛・好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行う(1)つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、(2)監視していると告げる行為、(3)面会・交際の要求、(4)乱暴な言動、(5)無言電話・連続した電話・FAX、(6)汚物などの送付、(7)名誉を害すること、(8)性的しゅう恥心の侵害、と規定されている。しかし、規制の対象が恋愛・好意感情に基づく行為に限定されていることや警察の対応等について問題を指摘する声もあがっている。

■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30（2018）年5月に施行。

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

■性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーを含む性的少数者のこと。「ふつう」ではないとして、偏見を持ち、差別をすることなく、多数派と異なる生き方を認める社会を構築していく必要がある。

■セクシュアル・ハラスメント

性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害すること。

■積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

タ行

■多文化共生意識

海外からの観光客や一時滞在者としてのみならず、地域に定住し生活する外国人が増える中、外国人住民も共に地域社会を支える構成員であり、新しい地域社会のあり方として、互いに認め合い対応な関係を築きながら、国籍や民族のちがいや文化的ちがいを超えた多文化共生の地域づくりを進めるための関心や行動。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として、平成11（1999）年6月23日に公布・施行された。

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

■男女共同参画週間

6月23日から6月29日まで。

男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深め、国民各層・各界にお

いて、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう機運を作り出すため、内閣府が、平成13（2001）年から、「男女共同参画週間」を実施。男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成11（1999）年6月23日）を踏まえて6月23日から29日までの1週間とし、地方公共団体、女性団体その他関係団体の協力の下、各種行事及び広報、啓発活動を全国的に行っている。

■男女共同参画シンボルマーク



平成21（2009）年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、平成20（2008）年に内閣府が作成したシンボルマーク。この

シンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩いていけたらという願いをこめている。

■男女雇用機会均等月間

6月。

厚生労働省が、男女雇用機会均等法の公布日（昭和60（1985）年6月1日）を記念して、昭和61（1986）年以降、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深めている。

■男女雇用機会均等法

正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」という。

昭和60（1985）年に制定されたが、その後改正され、平成11（1999）年4月に改正男女雇用機会均等法が施行された。男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止などが盛り込まれた。平成19（2007）年の改正では出産・育児などによる不利益取扱の禁止や、平成11（1999）年の改正で規制されていなかった男性に対する差別、さらにはセクシャルハラスメントの禁止などが規定された。

平成29（2017）年の改正では、マタニティハラスメントに対する禁止規定が制定された。同法では母性保護のために、企業が女性労働者の通院を妨げてはならないという規定もあり、女性の自由な働き方を後押しする。出産・育児休業の取得促進やキャリア継続などに貢献し、労働人口不足の解消に貢献している。

■男女平等

日本国憲法第14条第1項の規定のうち、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの身体的又は精神的に受ける暴力をいう。

■DV相談ナビ

DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス。配偶者からの暴力（DV）について、どこに相談したらよいか分からないという被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手し易くするDV相談ナビを平成21（2009）年1月11日から開設した。被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手し易くするため、全国統一のダイヤル（0570-0-55210）を設定し、自動音声により、指定の地域の最寄りの相談窓口を案内する電話番号案内サービスを提供している。

■DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の項参照。

■デートDV

同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、行動の制限、性的暴力、経済的暴力がある。

ナ行

■日本女性会議

昭和 50（1975）年の「国際婦人年」とこれに続く「国際婦人の 10 年」を契機に、男女が共に支え合う社会を築くことを目的として昭和 59（1984）年から毎年、全国各都市で開催されている。男女共同参画社会の実現に向けた全国の活動事例や取組を学び、全国規模の交流と情報ネットワーク化を促進するため、シンポジウムや講演会などが行われている。

■農山漁村女性の日

3 月 10 日。

女性の社会活動への参加を促し、21 世紀の農林水産業、農山漁村の発展に向けて女性の役割を正しく認識し、適正な評価への機運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として、昭和 62（1987）年度に「農山漁村婦人の日」を制定。平成 11（1999）年度から「農山漁村女性の日」に改称。

10 日とされた理由は、農山漁村女性の 3 つの能力（知恵・技・経験）をトータル（10）に発揮してほしいという関係者の願いも込められている。

ハ行

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 14（2002）年 4 月に施行された。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っている。平成 16（2004）年の改正では、DV の定義の拡大や保護命令制度の拡充等がされ、平成 20（2008）年 1 月の改正 DV 防止法の施行により、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができる、被害者に対する電話・電子メール等も禁止の対象になる、被害者の親族等も接近禁止命令の対象になるなど保護命令制度の拡充がされた。また、平成 25（2013）年 6 月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法が準用されることになった。

■配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う。

■パートタイム労働法

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」という。

平成 5（1993）年 6 月に公布、12 月施行。

この法律では、パートタイム労働者に対する雇用改善などが事業主の努力義務として定められている。

平成 20（2008）年 4 月には、少子高齢化、労働力減少社会で、パートタイム労働者がその能力をより一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するための改正が行われた。

■パープルリボン・プロジェクト

平成 6（1994）年にアメリカで発祥した、個人間の暴力や虐待防止と啓発を目的とした運動。紫色のリボンを身につけることで、個人間の暴力や虐待に関心を呼び起こすとともに、暴力の元に身をおいている人々に勇気を与えようとの願いから、世界 40 か国以上に広がっている運動。内閣府の男女共同参画局による「女性に対する暴力をなくす運動」が進められている。

■バリアフリー

障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することを表す。高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などを取り除いていくこと。

■貧困の連鎖

子どもにとって幼少期の経済的不利益が、その後の学歴、健康、住居、家庭環境、就労、所得、

の様々な面で不利益を被り、貧困による世代間の負の連鎖が問題となっている。

■ファミリー・サポート・センター

厚生労働省が平成6（1994）年に開始した事業。

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

■フォーラム今治・ひと（女）&ひと（男）

男女共同参画の啓発と、市民がそれぞれの立場で男女共同参画について考えるきっかけとなることを目指し、講演会と地域で活動している女性（団体）の発表などを合わせて開催。令和元年度からは人権啓発フェスティバルと一本化。

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

「積極的改善措置」の項参照

マ行

■マイ保育園

今治市で行っている妊娠中から子どもが3歳になるまでの時期に、最寄の保育所（園）に「マイ保育園」として登録することで、育児講座・行事への参加、子育て相談といったサービスを受けることができ、出産や育児に関する不安の軽減につなげる事業。

■マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由に職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ。解雇・雇止め、降格・減給、心ない言葉かけ等がある。

ヤ行

■有害環境浄化活動

各都道府県の青少年保護育成条例や青少年健全育成条例に基づき、青少年を有害な情報や環境から守る取組。有害図書などの取り締まりが

中心だが、違反屋外広告物の撤去や清掃活動、美化活動なども含まれる。

■ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ラ行

■ライフスタイル

生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味を持っている。

■労働者派遣法

正式には、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」のこと。

昭和61（1986）年に施行され、労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の就業条件の整備を目的とした法律。施行当時の派遣労働者の適用対象業務は13業務だったが、平成8（1996）年に26業務に拡大された。その後、厳しさを増す雇用情勢と雇用形態の多様化を背景に、平成11（1999）年に、適用対象業務が原則自由となるなどの改正がされた。平成16（2004）年3月には、派遣受入期間の延長、派遣対象業務の拡大、派遣先による派遣労働者の雇用制度の見直しなどの改正が行われた。労働者派遣法の正式名は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」へ平成24（2012）10月に改正され、法律の目的にも、派遣労働者の保護のための法律であることが明記された。

ワ行

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

「仕事と生活の調和」の項参照